

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年8月9日（木）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第22号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第23号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第24号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第25号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第5回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・7月17日 矢掛町 青年就農計画 認定審査会 (役場)</p> <p>以上で休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は8番 平井忠行委員と、2番 高槻委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>21</u>号から議案第<u>25</u>号の<u>5</u>議案です。</p>
事 務 局	<p>議案第<u>21</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>12</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上12件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 美川地区 推進委員	<p>事案番号<u>21</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人は、今年6月に矢掛町の空き家バンクに登録してありました譲渡人の家を購入されました。一緒に譲渡人の農地4筆を譲り受けられるという事で申請が出ています。</p> <p>既に、野菜を植えて耕作をされています。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号<u>21</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>21</u>番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>22</u> 番から <u>25</u> 番につきましては、関連がありますので一括審議します。地元委員の意見をお願いします。
美川地区 推進委員	譲渡人は東京にお住まいです。所有の農地は、数名の地元の方々が耕作をして管理されています。この度、耕作をしていただいている方々に贈与することになりました。 譲受人は3名おられます。土地は、譲受人の自宅のそばです。引き続き耕作をされますので、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>22</u> 番から <u>25</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番から <u>25</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>26</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
8 番委員	譲渡人がもう耕作が出来ない為、譲受人がこの土地を譲受け、今後耕作をしていくという事です。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>26</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>26</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>27</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲受人は、長年の間、この土地を耕作して管理されてきました。

<p>議 長</p>	<p>今後も耕作をしていかれるという事で、この度所有権移転の申請をされました。問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>27</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>27</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p>	<p>事案番号 <u>28</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人、譲渡人共に、町外にお住まいです。譲渡人は、ご高齢で耕作が困難な為、町内に経営する農地を所有する譲受人に今後管理をしてもらうという事です。</p>
<p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>28</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>28</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>事案番号 <u>29</u> 番及び <u>30</u> 番は、互いに関連がありますので一括審議します。地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人の自宅前の土地です。以前より譲受人が耕作をされている土地です。所有権移転後も引き続き耕作をされます。問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>29</u> 番及び <u>30</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>29</u> 番及び <u>30</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>31</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。</p>
3 番委員	<p>譲渡人は、空き家バンクに農地付きの空き家を登録されていました。譲受人が空き家を購入されたので、その農地の所有権移転の申請です。野菜を植えて管理をします、と言われていました。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>31</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>31</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>32</u> 番につきまして、地元委員の意見ををお願いします。</p>
2 番委員	<p>譲渡人は、耕作困難な為、近所で耕作をされている譲受人に管理をお願いされ、所有権移転されます。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>32</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>32</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>22</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> <p>事案番号16番及び18番については、6月総会で定めた内規「露天施設の転用にかかる取扱い」の例外規定「申請地に接する集落に居住するものが業務上利用するもの」に該当するため、恒久転用で許可できるものと考えます。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p> <p>5番委員</p> <p>議長</p>	<p>事案番号 <u>15</u> 番及び <u>16</u> 番は、互いに関連がありますので一括審議します。地元委員の意見をお願いします。</p> <p>この土地は、何年も耕作されていません。草刈りをして保全管理の状態です。譲受人のお二人がそれぞれ、車庫と露天駐車場に転用します。問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>15</u> 番及び <u>16</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>15</u> 番及び <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>美川地区 推進委員</p> <p>議長</p>	<p>事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、県外にお住まいです。現在、この土地を管理している譲受人が、庭に転用して宅地を拡張するという案件です。問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲受人と譲渡人は、ご兄弟です。土地は、譲受人の自宅に隣接する畑です。所有者が昔からのままで変更していなかった為、この度、譲受人に譲渡し変更します。
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>23</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> <p>また、「露天施設の転用にかかる取り扱い」の例外規定「病院、店舗、事業所など事業者がその施設に付属して全面舗装する駐車場を設けるなど長期使用目的のための施設を確実に設置することが見込まれるもの」に該当するため、恒久転用で許可できるものと考えます。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>6 番委員</p> <p>この土地は、栗の木を植えて管理しています。借受人は、町内に工場が数か所ある会社で、隣接地にも工場があります。このたび町内の他の工場の作業を移設するため、本工場に従業員を増員するため、駐車場が必要となったものです。周辺に影響はないので、問題はないと思います。</p>

議 長	<p>地元委員から意見がありました。が、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>24</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
6 番 委 員	<p>申請地は、以前から借受人が土砂の採取している採土場の進入路部分になります。採取工事未了の為、今回、開発許可の延長の許可を受けています。開発許可の延長に併せて、一時転用も延長するため申請されました。</p> <p>転用期間は、開発許可に併せた5年間で平成35年8月9日までです。</p> <p>これまでと同様の利用状況のため、周囲に影響はないので問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありました。が、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
9 番 委 員	<p>転用期間が終了したら、原状に回復して貸渡人に返還することになりますか。</p>
6 番 委 員	<p>はい、そうなります。</p>
9 番 委 員	<p>終了の時期や原状に回復できているかどうか、確認をお願いします。</p>

<p>6 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>はい、 わかりました。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>議案第 <u>25</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 131) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>議案第 25 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p> <p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第 25 号について、計画書どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>山田地区 推進委員</p>	<p>次に報告事項について確認します。</p> <p>利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>1 番のこの土地は、水稻をやめ 20 年近く野菜を植えられています。田から畑に変更します。</p>

3 番委員	2 番は、3 月に息子さんがお亡くなりになり、申請人もご高齢で水稲はされない為、田から畑に変更します。
議 長	農地法第 18 条の規定による合意解約通知 について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	1 番は、貸渡人が、所有権移転により新たに農地を取得されます。新たに農地を取得する場合、1 反以上農地を持っている事が必要条件ですので、そのために 利用権設定をしている 3 筆を合意解約します。 2 番は、2 筆あります。所有権移転と転用をする為に解約します。
川面地区 推進委員	3 番は、所有権移転をする為に解約します。 4 番は、所有権移転をする為に解約します。
中川地区 推進委員	5 番は、転用をする為に解約します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。